

ご存じですか!

労働委員会

労使間のトラブル お気軽にご相談を

佐賀県労働委員会では、解雇やパワハラなど、労使間のトラブルについて、電話、来所での相談を年間を通じ**平日の8:30~17:15**まで**無料**でお受けしています。秘密は厳守します。

「労使間のトラブル無料相談」重点週間のご案内

↓ 下記期間は、平日は時間を延長して、また土・日も相談を受け付けます。 ↓

○期間：10月5日(土)~10月11日(金)

ご相談は	平日	午前8時30分~午後8時 (来所の受付は午後7時まで)
	土・日	午前9時~午後5時 (来所の受付は午後4時まで)

佐賀県労働委員会事務局まで

☎0952-25-7242

佐賀県庁南館3階(佐賀市城内1-6-5)